correct part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。	
3・4　［略］	3・4　［略］
様式第15の３（第29条の10関係）	**様式第15の３**（第29条の10関係）
［略］	［略］
〔備考〕	〔備考〕
1　第29条の10第１項の規定による適当な明細書等の補充の取下げを行うときは表題を「適当な明細書等の補充の取下書」とする。	［新設］
2　「取下げの内容」の欄には、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げに係る手続補充書の提出日を記載する。この場合において、同一の提出日に２以上の手続補充書があるときは、「手続補充書(1)」のように記載する。	1　「取下げの内容」の欄には、欠落部分の補充の取下げに係る手続補充書の提出日を記載する。この場合において、同一の提出日に２以上の手続補充書があるときは、「手続補充書(1)」のように記載する。
3　［略］	2　［略］
4　同時に２以上の適当な明細書等の補充の取下書を提出するときは、その適当な明細書等の補充の取下書に、「適当な明細書等の補充の取下書(1)」、「適当な明細書等の補充の取下書(2)」のように番号をつけて区別する。	［新設］
5　［略］	3　［略］
様式第15の４（第29条の10関係）	**様式第15の４**（第29条の10関係）
［略］	［略］
〔備考〕	〔備考〕
様式第１の備考１から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第２の３の備考１、３及び４、様式第11の７の備考３並びに様式第15の３の備考１から４までと同様とする。	様式第１の備考１から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第２の３の備考１、３及び４、様式第11の７の備考３並びに様式第15の３の備考１及び２と同様とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年七月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十八条の二の二（実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、施行日前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「新国際出願法施行規則」という。）の規定（第七十三条の三第三項を除く。）は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

２　新国際出願法施行規則第七十三条の三第三項の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であってその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間が施行日以後に満了する書面について適用し、施行日前に満了する書面については、なお従前の例による。